

## (仮) 大分県特別支援教育推進プランの策定について

令和6年5月24日  
特別支援教育課

## 1 策定の理由

「第三次大分県特別支援教育推進計画」(以下「第三次推進計画」という。)は平成30年2月に策定され、「障がいのある子どもの自立や社会参加に向け、一人一人の教育的ニーズに応える物的・質的環境を整え、インクルーシブ教育システムの構築をめざす」という基本方針の下、「障がいのある子どもの学ぶ権利を保障する教育環境の整備」、「特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上」を重点目標として取組を進めてきたところである。

近年の特別支援教育を取り巻く環境の変化に対応するため、令和4年12月に計画内容を改訂し、併せて計画期間も県長期教育計画にそるえるため2年間延長し、令和6年度までとした。

「第三次推進計画」は本年度が計画最終年となっており、令和7年度以降の大分県の特別支援教育の取組の方向性を示すために新たな計画の策定をするものである。

## 2 計画の位置づけ・性格等

- ・ 新計画「(仮)大分県特別支援教育推進プラン」(以下「推進プラン」という。)は、県長期教育計画の下位計画として位置づけ、県長期教育計画にある取組について、具体的な施策を示すものとする。

## 3 計画の期間

開始年度を令和7年度、計画の最終年度を令和15年度の9年計画とする予定

## 4 計画の方向性・内容

- ① 基本方針については、第三次推進計画の取組方針である「インクルーシブ教育システムの構築」を継続しつつ、県長期教育計画の基本目標の一つである「学びを保障し、可能性を引き出す学校教育の推進」を踏まえて以下のように設定をする。

— <基本方針> —

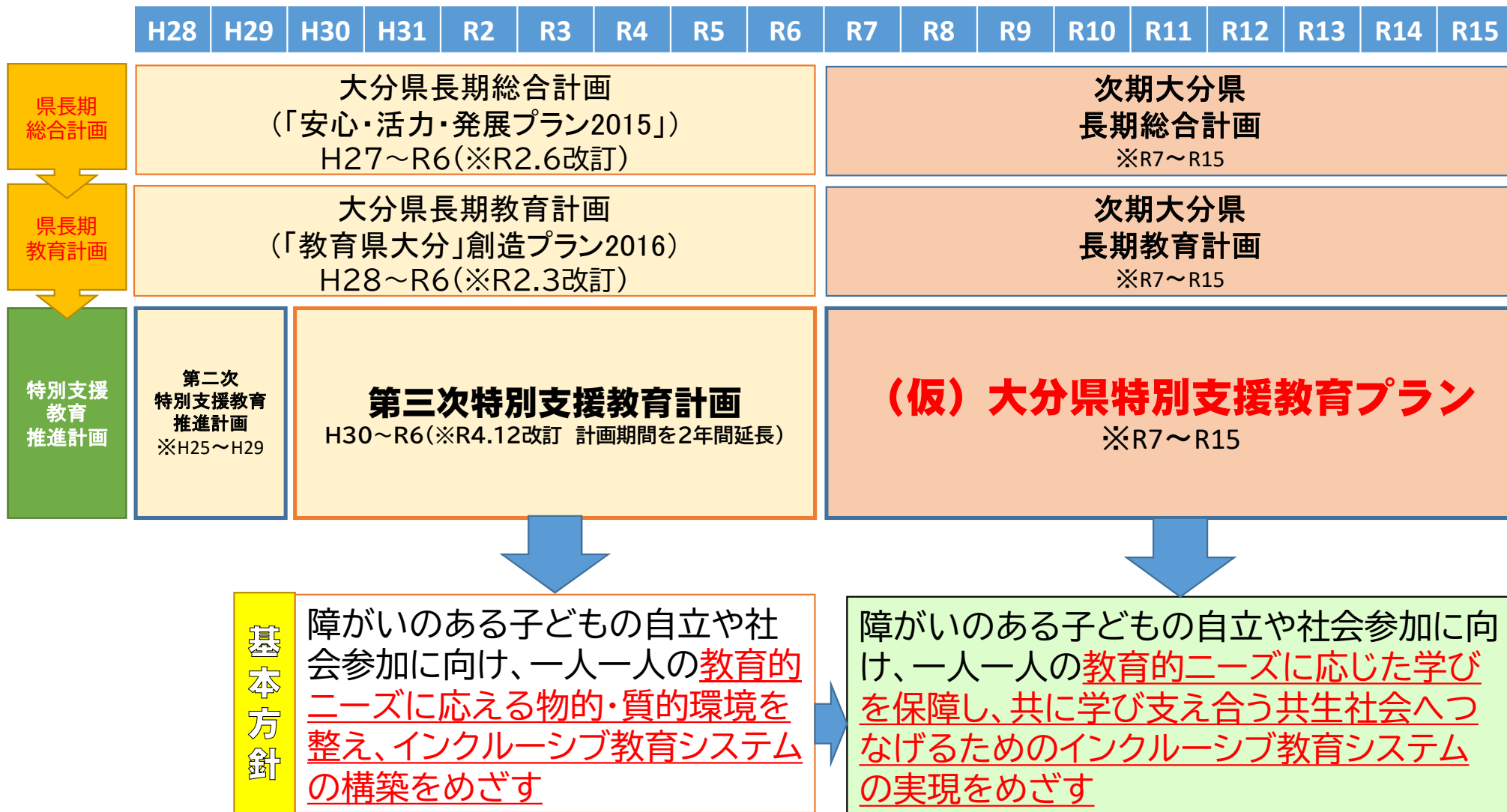
障がいのある子どもの自立や社会参加に向け、一人一人の教育的ニーズに応じた学びを保障し、共に学び支え合う共生社会へつなげるためのインクルーシブ教育システムの実現をめざす。

- ② 計画の内容は県長期教育計画の取組である「一人一人の教育的ニーズに応じた教育環境の整備」、「教職員の専門性の向上」、「きめ細やかな指導・支援の充実」の具体的な取組・指標等を示すものとする。
- ③ 計画の内容は、幼稚園等、小・中学校等、高等学校、特別支援学校のそれぞれの現状と各課題と現状を踏まえ、それぞれの学校等における具体的な取組・指標等を示すものとする。
- ④ 計画の内容は、特別支援教育に携わる教職員、児童生徒、保護者をはじめ、県民にわかりやすい内容とし、図やグラフ等を交えながら、10ページ程度にまとめる。また、素案の段階で県民意見募集(パブリックコメント)を実施し、県民からの意見も反映するものとする。

## 5 策定スケジュール等

時期	取組内容
令和6年5月	◆第2回教育委員会にて「骨子案」報告
6月	★令和6年第2回定例会 常任委員会にて「骨子案」報告
令和6年8月	◆第1回教育委員会にて「素案」協議
9月	◆第1回教育委員会にて「素案」報告 ★令和6年第3回定例会 常任委員会にて「素案」報告
10月	◎パブリックコメントの実施(上旬～下旬)
11月 ～令和7年1月	○パブリックコメントの反映による計画案の修正 ◆第2回委員協議会にて「成案」協議
2月	◆第1回教育委員会にて「成案」報告 ★令和7年第1回定例会 常任委員会にて「成案」報告

大分県長期教育計画と（仮）大分県特別支援教育推進プランの関連について（計画期間・基本方針）



## (仮) 大分県特別支援教育推進プランの関連について (基本方針)

### 大分県教育委員会がめざすインクルーシブ教育システム

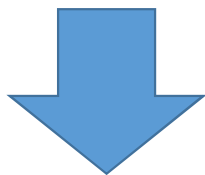
#### 同じ場でともに学ぶための条件整備

- 学校運営一体化モデルの検討
- 交流及び共同学習の充実
- 医療的ケア児への支援体制の充実

#### 個別の教育的ニーズに応えるための学びの場の確保

- 通級による指導の充実・・・巡回通級の促進
- 教員の専門性の向上・・・コーディネーター研修の実施

## インクルーシブ 教育システム



## 共生社会

・「インクルーシブ教育システム」とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、**障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み**であり、障害のある者が**教育制度一般から排除されないこと**、自己の生活する地域において**初等中等教育の機会が与えられること**、個人に必要な**「合理的配慮」が提供される**等が必要。

・インクルーシブ教育システムにおいては、**同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備すること**が重要である。小・中学校における**通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」**を用意しておくことが必要である

※共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告) 文部科学省

「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、**誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会**である。

※共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告) 文部科学省

# 大分県長期教育計画と（仮）特別支援教育推進プランの関連について（施策の関連性）

## 大分県長期教育計画

I 学びを保障し、可能性を引き出す学校教育の推進  
(中略)

### 6 特別支援教育の充実

① 一人一人の教育的ニーズに応じた教育環境の整備

② 教職員の専門性の向上

③ きめ細やかな指導・支援の充実

## 特別支援教育推進プラン（案）

### I 障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた教育環境の整備

(1) 小・中学校等、高等学校

① 特別支援学級、通級による指導・支援の充実

② 公立高等学校における特別支援教育の推進

(2) 特別支援学校

③ 学校設置基準や教室不足に対応した環境整備

(3) 小・中学校等、高等学校・特別支援学校

④ 医療的ケア児の学習機会保障のための安全で適切な医療的ケア実施体制の整備

### II 特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上

(1) 幼稚園等、小・中学校等、高等学校

⑤ 特別支援教育コーディネーター対象研修の開催

⑥ 個別の指導計画推進教員による通級指導教室担当者等への指導助言

(2) 特別支援学校

⑦ カリキュラム・マネジメントの推進による教育課程の改善・充実

⑧ ICT機器の効果的活用、教科を中心とした授業の充実など、授業改善の推進

⑨ 特別支援教育に関する専門性を有する外部講師による校内研修の実施

### III 障がいのある子ども一人一人のニーズに応じたきめ細やかな指導・支援の充実

(1) 幼稚園等、小・中学校等、高等学校

⑩ 個別の指導計画推進教員の指導・支援による「個別の指導計画」の質の向上

⑪ 特別支援教育コーディネーターの校内研修を実施による子どもの教育的ニーズに応じた「個別の教育支援計画」の作成率の向上

(2) 特別支援学校

⑫ 管理職、主幹教諭、学部主事、教務主任等が、「個別の指導計画」の作成と、それを活用した授業実践への指導・助言を組織的に行う体制の構築・強化

⑬ 「個別の指導計画」に沿ったキャリア教育の推進

⑭ ジョブ・コンダクターの活用や福祉・労働等関係機関との連携の強化